

厚生労働大臣免許保有証の発行について

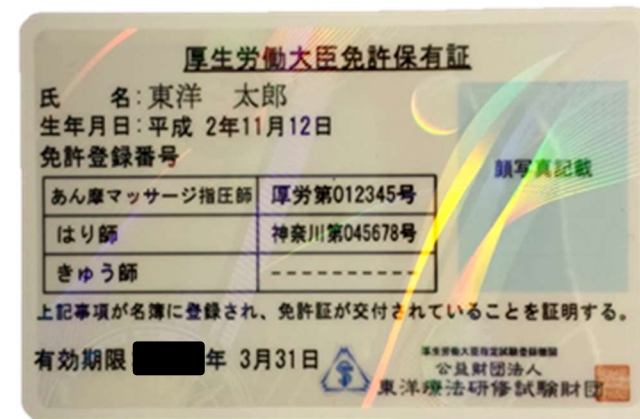
「厚生労働大臣免許保有証」とは

「あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師免許証」をお持ちの方が、免許を保有していることを示すための携帯用カードです。

(被施術者が国家資格者による施術と認識できるように施術者の保有免許を示すカードとなります。)

*** 免許証に代わるものではありません。保健所での施術所開設手続き等では使用できません。***

- ❖ 厚生労働大臣免許保有証は希望者に発行するもので、免許保有者が必ず保有しなければならないものではありません。
- ❖ 大きさはクレジットカード大、顔写真入りのものです。
- ❖ 有効期間は発行日より5年間です。(5年後更新)
- ❖ 複数免許がある場合(例 あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の3免許)でも、「厚生労働大臣免許保有証」は1枚の発行となります。
- ❖ 公益財団法人東洋療法研修試験財団が発行しますが、申請書類の配布・受付は当財団では行いません。申請受付団体で行います。団体の会員以外の方も申請可能です。
- ❖ 申請書類(新規申請、書換え、再交付、更新)の受付は年1回です。
- ❖ なお、令和3年度の申請受付は終了しました。来年度の申請受付団体及び申請受付期間は、令和4年4月に財団ホームページでお知らせいたします。
- ❖ 令和3年度受付の保有証の発送は令和4年3月中旬(予定)です。



保有証が不要(死亡等)になったら
下記をクリック頂き、返納手続きをご確認ください。

[返納手続きについてはこちらをクリック](#)